別記様式第１号（第５条関係）

移住支援金交付申請書

年　　　月　　　日

長門市長　様

長門市移住支援金交付要綱第５条の規定により、支援金の交付について申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ)申請者氏名 |  |  | 生年月日 |  年 月 日 |
| 住　　所 | 〒 | 連絡先 |  |

　２　移住支援金の内容（該当するものに○をつけてください）

|  |  |
| --- | --- |
| 移住支援金の種類 | ア　就業（一般　／　専門人材）　イ　テレワークウ　関係人口　　　　エ　創業 |
| 世帯の別 | ア　単身世帯イ　２人以上の世帯（同時に移住した者の人数　　　人　※申請者を除く）（うち１８歳未満の者の人数　　　人） |

３　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 別紙「移住支援金の交付申請に関する契約事項」に記載された内容について | Ａ | 誓約する | Ｂ | 誓約しない |
| ２ | 別紙「長門市移住支援金交付に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ | 誓約する | Ｂ | 誓約しない |
| ３ | 申請日から５年以上継続して、長門市に居住する意思について | Ａ | 意思がある | Ｂ | 意思がない |
| ４ | （就業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して、勤務する意思について | Ａ | 意思がある | Ｂ | 意思がない |
| ５ | （就業の場合のみ記載）※就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | Ａ | ３親等以内の親族に該当しない | Ｂ | ３親等以内の親族に該当する |
| ６ | （テレワークの場合のみ記載）長門市への移住の意思について | Ａ | 自己の意思である | Ｂ | 所属からの命令である |

* 各種確認事項のＢに〇を付けた場合は、移住支援金の支給対象になりません。

　４　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 移住元 | 〒 |

　５（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　６（テレワークの場合のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 勤務地 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週　・　月　・　年　　　回　／　行くことはない　／その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【添付書類】

1. 本人確認ができる書類
2. 世帯全員の転入後の住民票の写し及び移住元の住民票の除票の写し
3. （東京圏に居住し、東京23区へ通勤していた場合）　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
4. （東京圏に居住し、東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）

　　ア　開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

イ　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

1. （東京圏に居住し、東京23区へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合で、通学期間を移住元としての対象期間とする場合）　東京23区内の大学等の卒業証明
2. （就業、テレワーク、創業の場合）補助対象者の就業証明書（別記様式第２号）もしくは就業証明書（テレワーク）別記様式第２号の２又はやまぐち創業補助金の交付決定通知書の写し
3. （外国人の場合）在留カード又は特別永住者証明書の写し
4. （関係人口の場合）イベント企画（プロジェクト）に参加したことを証明できる書類
5. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

□移住支援金の交付申請に関する契約事項

|  |
| --- |
| １　長門市移住支援金に関する報告及び立入調査について、山口県及び長門市から求められた場合には、それに応じます。２　以下の場合には、長門市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額(2) 移住支援金の申請日から３年未満に長門市以外の市区町村に転出した場合：全額(3) 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額(4) やまぐち創業補助金交付要綱に基づくやまぐち創業補助金の交付決定を取り消された場合：全額(5) 移住支援金の申請日から３年以上５年以内に長門市以外の市区町村に転出した場合：半額 |

□長門市移住支援金に係る個人情報の取扱い

|  |
| --- |
| 　山口県及び長門市は、長門市移住支援金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。　また、山口県及び長門市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 |